

広島県教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	広島県教育委員会	
任命権者	広島県教育委員会	
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	
対象職員	広島県教育委員会事務局、県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する教職員並びに市町立学校に勤務する県費負担教職員	
実施状況の点検、公表	毎年度、計画の実施状況を点検するとともに、進捗状況について広島県教育委員会ホームページにおいて公表	
広島県教育委員会における障害者雇用に関する課題	障害のある方の就業を進め、結果として法定雇用率を達成しているが、引き続き、障害のある方の就業を進め、その定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備などに取り組む必要がある。	
目 標		
①	採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）法定雇用率の堅持 現行2.70% ⇒ R8.7.1～2.90% （参考）令和7年6月1日時点の実雇用率：2.80% （評価方法）毎年 の 任 免 状 況 通 報 に よ り 把 握 ・ 進 捗 管 理
②	定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない
③	満足度に関する目標	満足度調査における全体評価の質問項目について、「満足」又は「やや満足」と回答した職員の割合が90%以上
目標の達成に向けた取組内容		
1 障害のある職員の活躍を推進する体制整備		
		○「障害者雇用推進者」として管理部総務課長を選任 ○障害のある職員が5人以上所属する事業所においては、「障害者職業生活相談員」を選任 ○障害のある職員本人が相談できる窓口を各所属や所管課等に設置
2 障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○所属の意向と障害のある職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討 ○新規採用時はもとより、定期的に面談を実施し、障害のある職員と職務の適切なマッチングができていくか点検、必要に応じて職務の見直し
3 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○障害特性に配慮した、作業施設・福利厚生施設等の整備（トイレの改修やスロープの設置等の実績あり） ○障害特性に配慮した、就労支援機器の導入の検討（音声読み上げソフトや対話支援システムなどの導入実績あり） ○新規に採用した障害のある職員に対し、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、必要な対応を実施
	(2) 募集・採用	（常勤職員） ○身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、障害特性に配慮した業務に従事する職員の募集・採用を行う。 ○採用選考に当たり、受験者からの要望を踏まえ、手話通訳者の配置や点字資料の利用等障害特性への配慮を行う。 （非常勤職員） ○各所属において選定及び創出した職務に基づき、補助的業務に従事する会計年度任用職員の募集・採用を行う。 （共通） ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等各種休暇の利用を促進
4 その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。